仮陸揚貨物に対する取締りの強化について

平成19年5月30日財関第711号

大量破壊兵器の拡散に対する国際的な懸念が高まってきている中、2004年４月28日に採択された国連安全保障理事会決議第1540号において、大量破壊兵器及びその関連貨物の積換え等に関する適切な管理を行うことが各国に義務付けられた。これを受けて、核兵器等の開発等に用いられるおそれのある貨物が積換え等のため仮陸揚された場合については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象とするための輸出貿易管理令の一部を改正する政令が昨年12月20日に公布され、本年６月１日から施行される予定である。

本改正の水際取締りの実効性を確保するため、「関税定率法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第20号）により、関税法の一部が改正され、仮陸揚貨物のうち外為法に基づく輸出許可を受けなければならないもの（以下「規制対象貨物」という。）については、積戻し申告の対象とすることとされ、本年６月１日から施行される予定である。

税関においては、規制対象貨物が不正に積み出されることのないよう、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添）を踏まえ、同省との連携を密にし、規制対象貨物の把握・監視に努めるとともに、当該貨物の積戻し申告がなされた場合には、関税法第70条に基づく他法令確認を厳正に実施されたい。また、船会社や船舶代理店、航空会社、保税業者、通関業者等の関係業者などからの情報収集等について、一層の充実を図られたい

（別添）

平成19年5月28日平成19・05・25貿局第2号

財務省関税局長殿

経済産業省貿易経済協力局長

仮に陸揚げされた貨物の輸出貿易管理について

上記の件について、別紙のとおり、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成１８年政令第３８７号）が平成１９年６月１日から施行することとなるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ、当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第三百八十七号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第二号、第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引

二　輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロにおいて「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

ロ　当該取引に係る当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合における当該取引

別表の一六の項中「別表第四の二」を「別表第三」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「であつて」を「のうち」に改め、「運送されたもの」の下に「（第三号から第五号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）」を、「とき」の下に「（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロ及び第三号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び第三号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第一項第三号中「掲げる貨物」の下に「（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）」を加え、同号イ中「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（ロにおいて「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロにおいて「開発等」という。）」を「核兵器等の開発等」に改め、同項第四号中「別表第三」を「別表第三の二」に改め、「又は別表第四に掲げる地域を仕向地とする貨物」を削り、「以下のもの」の下に「（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）」を加え、「を輸出し」を「を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出し」に、「別表第四の二」を「別表第三」に改め、同項第五号中「定めるもの」の下に「（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）」を加え、「別表第四の二」を「別表第三」に改める。別表第一の一六の項中「別表第四の二」を「別表第三」に改める。別表第三中「又は」の下に「同表の」を加え、同表を別表第三の二とし、別表第二の二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表第四中「、リビア」を削る。

別表第四の二を削る。

別表第七中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１ この政令は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項第四号の改正規定（「又は別表第四に掲げる地域を仕向地とする貨物」を削る部分及び「を輸出し」を「を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出し」に改める部分に限る。）、同令別表第四の改正規定及び同令別表第七の改正規定は、平成十九年一月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２ この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。